

三重県小学生バレーボール連盟規約

【 名 称 】

第1条 本会は、三重県小学生バレーボール連盟と称し、以下「県小連」という。

【 事 務 所 】

第2条 県小連の事務所は、理事長宅に置く。

【 目 的 】

第3条 県小連は、バレーボールの普及・発展及び青少年の健全育成並びに指導者の資質向上に寄与することを目的とする。

【 事 業 】

第4条 県小連は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) ホームページの運営・管理（URL <http://www.msva.jp>）
- (4) その他県小連の目的を達成するために必要な事業の開催

【 組 織 】

第5条 県小連は、三重県内の小学生バレーボール団体の中枢機関となるとともに、公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、東海バレーボール連盟、東海小学生バレーボール連盟及び三重県バレーボール協会（以下、この2協会・3連盟を「上部団体」という）の下部組織とする。

【 登 録 】

第6条 県小連の趣旨に賛同して加盟を希望する小学生バレーボール団体及び個人は、毎年、公益財団法人日本バレーボール協会に登録しなければならない。

【 構 成 員 】

第7条 県小連は、前条の規定により登録された団体代表者及び総会の承認を受けて加盟した個人をもって構成する。

【 県小連関係者の責務 】

第8条 県小連関係者は、上部団体が定める『倫理規程』、『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』及び県小連が定める「規約・規則」を順守しなければならない。

【 役 員 】

第9条 県小連に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	1 名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	1 名
会 計	1 名	総 務 委 員 長	1 名
競 技 委 員 長	1 名	審 判 委 員 長	1 名
指 導 普 及 委 員 長	1 名	支 部 長	支部数

【 選出方法 】

第10条 会長、副会長、会計及び各委員長は、理事会で推薦し、総会において承認を得る。
ただし、委員長の過半数は、理事の中から推薦する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事による互選を経て、総会において承認を得る。
- 3 支部長は、各支部で推薦し、総会において承認を得る。
- 4 役員は、適任者が不在の場合は欠員とすることができる。

【 任務分掌 】

第11条 会長は、県小連を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、県小連を統括する。また、副会長が不在のときはその職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在のときはその職務を代行する。
- 5 会計は、経理を担当する。
- 6 各委員長は、自委員会の任務遂行に努めなければならない。
- 7 委員長は、役員会に欠席のときは自委員会の委員の中から代理人を出席させなければならない。
- 8 支部長は、支部の指揮・運営に当たる。また、役員会に欠席のときは自支部の理事の中から代理人を出席させなければならない。

【 顧問及び参与 】

第12条 県小連に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会で推薦し、総会において承認を得る。

【 監 事 】

第13条 県小連に監事を2名置く。

- 2 監事は、理事会で推薦し、総会において承認を得る。ただし、理事長が在住する市・町及び所属する支部の者は除く。
- 3 監事は、県小連の会計を監査し、総会及び理事会において報告する。

【 任 期 】

第14条 顧問、参与、役員（支部長は除く）及び監事の任期は2年とする。

- 2 役員及び監事（支部長は除く）に欠員が生じた場合は、理事会において後任を選出する。ただし、後任の役員及び監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定により選出された役員及び監事については、次回の総会において承認を得るものとする。

【 理 事 】

第15条 理事は、各支部において選出し、その内の1名を支部長として推薦する。

- 2 理事は、いずれかの委員会に所属する。ただし、理事長、副理事長及び会計は除く。
- 3 理事は、第4条に規定する事業の運営及び所属委員会の任務遂行に積極的に協力しなければならない。

【 会 議 】

第16条 県小連の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 役 員 会
- (4) 専門委員会

- 2 総会は、毎年、第7条に規定する構成員の出席をもって開催する。
- 3 理事会は、随時、理事の出席をもって開催する。また、関係役員の出席を要請することができる。
- 4 役員会は、随時、役員の出席をもって開催し、各事業の運営に関することのほか、理事長が必要と認める事項について審議する。また、顧問、参与及び関係委員の出席を要請することができる。

なお、緊急時等開催が困難な場合は、各役員の持ち回り協議とすることができる。

- 5 専門委員会は、随時、委員の出席をもって開催し、別に定める規定に基づき審議し、任務を遂行する。また、関係役員及び関係委員の出席を要請することができる。

【 専門委員会 】

第17条 専門委員会は、次のとおりとし、それぞれに委員長及び委員を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会

- 2 各委員会は、副委員長を置くことができる。

【 会議の招集 】

- 第18条 総会は、会長が招集する。
- 2 理事会及び役員会は、理事長が招集する。
 - 3 専門委員会は、委員長が招集する。

【 総会及び理事会の議決事項 】

- 第19条 総会の議決事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業報告について
 - (2) 決算報告について
 - (3) 規約の改正について
 - (4) 役員等改選について
 - (5) 事業計画案について
 - (6) 予算案について
- 2 理事会の議決事項は、次のとおりとし、その結果は総会において報告するものとする。
- (1) 総会議案について
 - (2) 規則の改正について
 - (3) 理事の各委員会への配属及び理事以外の委員の委嘱について
 - (4) その他理事長が必要と認める事項について

【 総会、理事会の成立要件及び議決並びに議長 】

- 第20条 総会は、県小連の最高議決機関であり、登録団体の2分の1以上の団体代表者又はその代理人の出席をもって成立し、その議決は、出席団体の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 2 理事会は、2分の1以上の理事の出席をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 3 総会及び理事会の議長は、その総会及び理事会に出席した者の中から選出する。
- 4 総会及び理事会に欠席の者は、委任状の提出をもって出席者の数に加えることができる。
- 5 総会及び理事会は、警報の発令、災害等の発生又は発生の可能性により開催が困難な場合は、延期又は中止することができる。また、その後の処置については役員会で審議する。

【 財 務 】

- 第21条 県小連は、次の収入をもって運営する。
- (1) 登 録 料
 - (2) 試合参加料
 - (3) 補 助 金
 - (4) その他の収入

2 登録料は、年間、1団体当たり4,000円とする。また、年度途中で退会した場合でも返金しないものとする。

【 経費の支出 】

第22条 県小連は、第4条に規定する事業の運営、第16条に規定する会議の開催及び役員等の上部団体への派遣のため、旅費、日当及びその他の経費を支出する。

2 前項に規定する旅費については、公共交通機関の利用に代えて個人の自家用車を借り上げることができる。

3 前項に規定する自家用車の賃借料は、1キロメートル当たり20円を上限とする。

4 第1項に規定する日当については、1日当たり1,000円を上限とする。

【 事業年度 】

第23条 県小連の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

【 支 部 】

第24条 県小連に支部を置くことができる。

【 設立年月日 】

第25条 この連盟の設立年月日は、1980年（昭和55年）4月1日とする。

【 その他の委任 】

第26条 この規約で定めたもののほか必要な事項は、別に定める。

【 規約の改正 】

第27条 この規約の改正は、総会において、出席団体の3分の2以上の賛成によるものとする。

【 附 則 】

1 この規約は、平成30年4月23日から施行する。